

〈中央ろうきん〉女性応援プロジェクトが働くあなたに贈るマネー情報誌

ルクオ Rukuo

2019

Vol.08

あなたに、家族に、大切な人に贈る

もっと

筆跡を見直せば
『貯め上手』な
私になれるかも!?

知っておきたい!

見ればトクする?

税金の話

制度運用開始から1年!

つみたてNISAって
実際どうなの?

貯め上手は “今”から備える!

Rろうきん

〈中央ろうきん〉女性応援プロジェクトは、あなたの「素敵な未来」に向けて「お金」に役立つさまざまな情報をお届けします。

ろうきんイメージモデル 高梨 臨

もっと『貯め上手』な私になれるかも!?

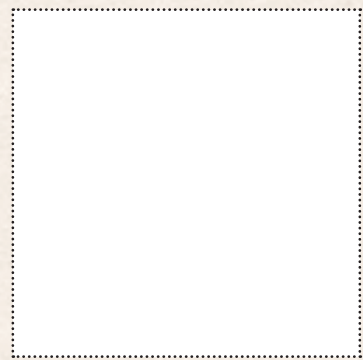


文字に潜在意識が表れる

私たちが普段、何気なく書いている文字。そこには書き手の無意識が表れると言われていいます。筆跡を分析して書き手の性格や行動傾向を明らかにする「筆跡心理学」は、欧米では古い歴史があり、採用試験や人事配置の際に重要視する企業もあります。お金を使う・貯めるといった行為も文字を書くのと同様、無意識に行うことが多いもの。文字を見るとお金に関する行動傾向がわかると考えられています。ここから逆の見方をして、書き方を直すことにより潜在意識に働きかけ、お金のつきあい方を改めていくことができるとしたら…やってみたいと思いませんか？


まずは一文字！

□のなかに「貯」の文字を書いてみましょう。



お題はこれ！





たかはし ふみ
監修：高橋 史

日本筆跡心理学協会 筆跡アドバイザー・マスター。『書道サロン墨麗』代表。書道・ペン字レッスンのほか、筆跡アドバイザー・マスターとしてセミナー・大学などの講師としても活躍中。著書のほか、TV、雑誌、情報サイトなどのメディア掲載も多数。

あなたはどちらのタイプ？

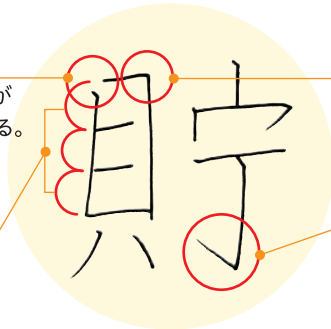
コツコツ貯める堅実タイプ

このタイプの文字を書く人は、まじめで誠実。信念も強いので、計画的に金銭管理をしっかり行い、目標額まで堅実に貯蓄ができるタイプ。型にはまりやすい傾向があるため、目標額をやや高めに設定してみたり、貯蓄だけでなく、投資にチャレンジしてみるとさらに金運が開けることも。

左上角が開いている

入り口からお金がどんどん入ってくる。

横線が等間隔
計画的に貯蓄できるタイプ。



右上角が角張っている

まじめな性格で、金銭管理もしっかり。

ハネが強い
意志が強く、目標額まで着実に貯められる。

金銭運がわかる！6つのチェックポイント

左上角の開閉

四角い文字の左上はお金の入り口。ここを開けて書く人は、お金に好かれるタイプ。

右上角の形

ここを丸く書く人は、金銭管理がルーズになりがち。角張らせて書くようにしましょう。

横線の間隔

お金を貯めるには計画性が大切。等間隔に書く人は、計画性が高く貯金上手が多い。

左右下角の開閉

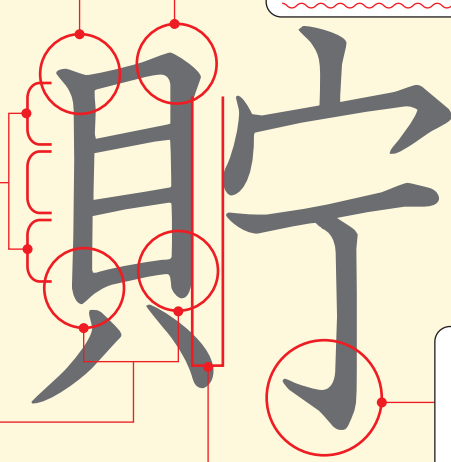
この部分は最も大切なところ。ここを開けて書く人は、お金を浪費してしまうのでご注意ください。

偏とつくりの間隔

間を広く書く人は、人に好かれるタイプ。お金にも好かれるので金銭運もアップ。

ハネの強弱

ハネを強く書く人は、意志が強く粘り強い性格。貯金も目標達成までやり抜くタイプ。



つつい使いすぎちゃう浪費家タイプ

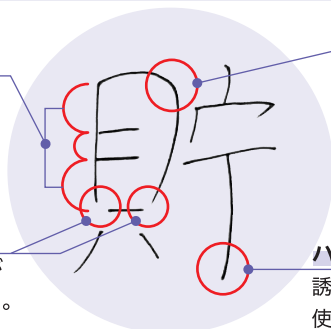
このタイプの文字を書く人は、柔軟性があり人当たりがよく、明るい人柄。楽しいことにはつついお金を使ってしまいがち。だから、自分で計画を立てて貯めるのは苦手かも。でも、毎月自動積立の商品なら、いつの間にかお金が貯まっていたなんてことも。すでに積立している方は、積立金額をアップしては！

横線が等間隔ではない

無計画にお金を使ってしまいうタイプ。

どちらかが開いている

出口からお金が逃げ出してしまう。



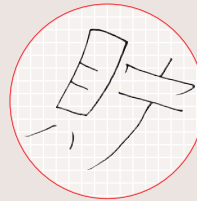
右上角が丸い

金銭管理が感性的でルーズになりがち。

ハネが弱いorない
誘惑に負けてお金を使ってしまいがち。

こんなことにも気をつけましょう

全体が傾いた文字を書く 傾いた文字を書く人は…人は、無意識にスリルを求める破滅型タイプ。ギャブラーのような性格のため、お金についても思い切った投資をしてしまうことも。投資はリスクのこともよく考えて。



書き方を改めればなりたいたい自分になれるかも

無意識に書いている文字。そのクセを意識して直していくと、潜在意識が変化し、性格や行動傾向も変わっていくことがあります。まずは、なりたいたい自分をイメージすることから始めてみてはいかがでしょうか。





知っておきたい!



見ればトクする?

税金の話

知っているようで知らない税金のこと。買い時の見極めや節税の基礎知識は、お金を貯めていく上でも欠かせません。今しっかりおさえておけば、将来の不安もきっと軽くなりますよ!

増税決定!でも意外に知らない?消費税のこと

消費税がかかるポイントの一つとして「事業者が事業として」行う取引という要件があります。そのため、個人がネットオークションで物品を売買しても消費税はかかりません。同様に個人間で不動産を売買した場合、消費税はかかりませんが、不動産業者がその取引を仲介した場合には、仲介手数料に消費税がかかるのもチェックしておきたいポイントです。

●消費税がかからない主なもの

- 土地
土地の譲渡・売買取引、賃貸住宅の家賃など
- 医療・介護費
公的医療保険対象の治療費・薬代、公的介護保険サービスなど
- 教育費
学校の授業料・入学金・受験料、検定済みの教科書代など
- 個人間取引
ネットオークション、フリーマーケットなど

前回の消費増税を振り返ると…

2014年の消費増税のときは、増税前の駆け込み需要と、増税の反動による価格の下落・値引きなどが見られました。

〈今回の増税に向けてのアドバイス〉

まず商品を3つに分けて考えてみましょう。

①消費増税で必ず値上がりするであろうもの

②普段から値引きがされないもの

③値下がりする可能性があるもの

このうち、①と②は増税前に買うことを考えてもいいですが、③は駆け込みで購入してもトクをするとは限りません。慌てずしっかり吟味しましょう。

●これは買っておいの方がいいかも

- 定期券や新幹線のチケット、航空券など
- アミューズメントパークのチケット
- 書籍
- ブランド品
- 空気清浄機や浄水器のフィルター、電動アシスト自転車のバッテリー、プリンターのインクなどの本体特定の交換品



●これは様子見た方がいいかも

- 衣類
- お米や水などの食料品
- 洗剤、トイレトーパーなどのセールがある日用品
- テレビや冷蔵庫などの大型家電や家具などは、増税の反動で値下がりするケースも



金(ゴールド)は買うときに消費税がかかりますが、売るときには消費税分を上乗せした金額を受け取ることができます。増税前に買って、増税後に売ってトクをしたという人もいたようです。



今後も変わる可能性のある消費税。関連情報はつねにチェックしておきましょう!



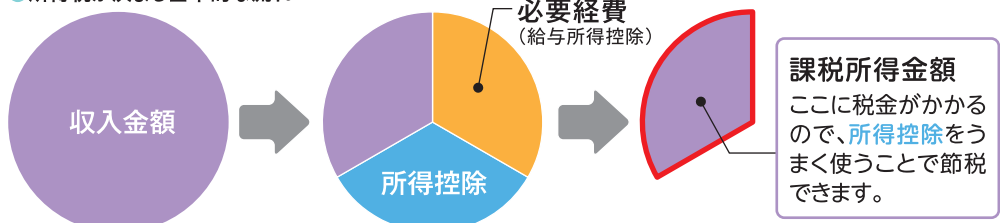
税金は減らせる!

控除あれこれ



制度を知って賢くおトクに節税しましょう!

●所得税が決まる基本的な流れ



生命保険料控除

生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料は所得控除が受けられ、控除額は原則として、それぞれ4万円、合計12万円が上限です。

※2012年1月1日以降契約の場合

証明書は大切に

控除を受けるには「生命保険料控除証明書」が必要です。保険会社などから届いたら大切に保管しましょう。

確定申告もお忘れなく

「生命保険料控除」などは勤務先の年末調整で受けられますが、「医療費控除」など確定申告が必要なものがあります。勤務先まかせにせず、受けられる控除はしっかり受けたいですね。



医療費控除

1年間の医療費が10万円を超えた場合などに控除が受けられます。ご自身だけでなく、ご家族のための医療費、市販薬なども対象になります。ただし、ビタミン剤などの病気予防や健康増進のための医薬品は対象外なので、注意しましょう。また、治療に直接関係のあるものであれば、マッサージやお灸、はりなどの代金も含めることができます。

●医療費控除の対象金額は、次の式で計算した金額(最高200万円)です。

$$1年間に支払った医療費 - 保険金などで補填される金額 = 10万円 = 医療費控除額$$

総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等5%の金額

出産も対象

妊娠と診断後の定期検診や通院費、入院代なども医療費控除の対象です。



医療費負担を減らす制度として、高額療養費制度もあります。病院の窓口で支払う医療費が一定限度を超えたときに、お金が戻ってくる制度です。言葉は似ていても制度は全く別物。よく確認をして正しく利用しましょう。

小規模企業共済等掛金控除

個人が小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等を支払った場合に、その年に支払った分の所得控除が受けられます。

掛金は全額所得控除!

個人型確定拠出年金(iDeCo)*は、この掛金控除の対象です!

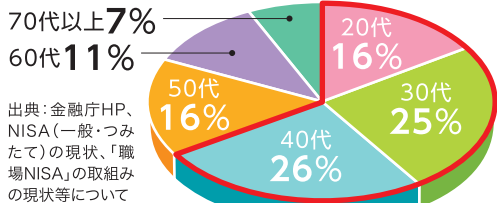
*自分で設定した掛金を積み立てて、定期預金・投資信託と言った金融商品で運用していき、60歳以降に年金や一時金で受け取る制度です。節税しながら将来に向けて積み立てできる一石二鳥の制度と言えます。

魅力がいっぱい!

制度運用開始から1年! つみたてNISAって実際どうなの?

口座開設数は87万口座を突破! (2018年9月末現在) 出典:金融庁「NISA口座の利用状況調査」

口座開設者世代別比較



出典:金融庁HP、NISA(一般・つみたて)の現状、「職場NISA」の取組みの現状等について

20代~40代が7割を占める

つみたてNISA概要	非課税枠	年間40万円
	非課税期間	最長20年間
	毎月少額から投資可能	

こんな方におすすめ!

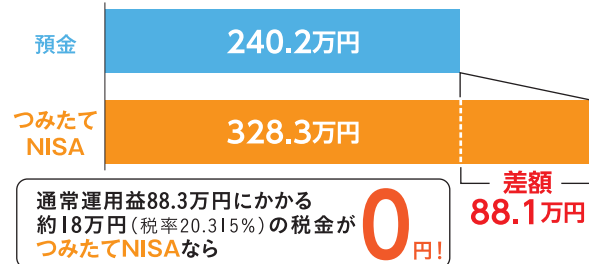
- 20代** 将来に備えて、少しずつ資産形成を始めたい!
- 30代** 子どもが小さいうちから始めて、教育費の支出などに備えたい!
- 40代** 家計負担が増える時期なので、少額で無理なく資産形成したい!

運用利回りの差で大きな違いが

低金利が続く現在、預金ではほとんど資産を増やすことはできません。つみたてNISAなら長期投資によって複利効果が大きくなり、運用によっては資産額に大きな差が出ることも。投資初心者にやさしいつみたてNISAで投資にチャレンジしてみませんか。

毎月1万円を積み立てた場合の20年目の結果

- 毎月1万円を20年間預金で貯めた場合(金利年0.01%)
- つみたてNISAで毎月1万円ずつ20年間積み立てた場合(金利年3%)



※年1回の複利計算をしています。※計算結果は小数点以下を四捨五入。※期間中一定の利率で計算しています。※手数料・税金等は考慮しておらず、実際の金額とは異なります。※将来の運用成果を予測し、保証するものではありません。※情報の正確性には万全を期しておりますが、内容の正確性、完全性、信頼性等を保証するものではありません。

今からでも遅くない! さあ、つみたてNISAを始めよう。



つみたてNISA口座開設に必要なもの
マイナンバー 本人確認書類 お届出印 など

〈中央ろうきん〉なら、運用実績や分配金の推移等のレポートをWebサイトで確認できます。また、資産を運用しているファンドマネージャーのコメントが掲載されているものもあり、今後の見直し等が確認できます。



商品選びが難しいところ!

〈中央ろうきん〉ならサポートサイトであなたにぴったりのファンドを自動診断

リスクとリターン、どちらを重視する?

どんな運用パターンがよさそう?

もしも運用成績が悪化したら、どうする?

このような5つの質問に答えただけで、リスク許容度に応じた資産配分がわかります。さらに、つみたてNISAの5つのバランスファンドの中から、あなたに合ったファンド情報をお知らせ。

すばやく、簡単にファンド選びをお手伝い!



イメージ

もっと詳しく知りたい方は 〈中央ろうきん〉の投資信託サイトへGO!

はじめての方でも安心! 投資信託の基礎知識や他の非課税制度との比較、口座開設方法など、詳しく掲載しています。



<http://chuo.rokin.com/toushin/>

「iDeCo」個人型確定拠出年金の留意事項

●iDeCo加入時、および加入以降、受給が終了するまで所定の手数料が必要です。●障害・死亡等の事由に該当した場合を除き、原則としてiDeCoに積み立てた資産を60歳まで引き出し(中途解約)することはできません。(加入者期間が10年に満たない場合、加入者期間に応じて給付を請求できる年齢は最大65歳まで繰り下がります。また、70歳到達により、それまで給付の請求がない場合は一時金として支払われます。●投資信託等のリスク性商品で運用する場合、運用結果により受取金額は掛金元本の累計を下回る場合があります。●本冊子は作成時点における税制・関係法令に基づき作成しております。●個別の税務取扱等につきましては、税務署・税理士等にご相談ください。●詳細については〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

投資信託に関する留意事項

●投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象ではありません。投資者保護基金とは、証券会社の経営が破綻したときに、顧客に対する支払いの保証をする制度です。●投資信託は株式、公社債などの値動きのある証券等(外国証券を組入れ対象としたファンドは為替変動リスクもあります。)に投資しますので基準価額は変動します。よって、元本および収益金は保証されておりません。●投資信託のご購入、保有、換金に際しては、各種手数料等【お申込金額に対して最大3.24%(税込)のお申込手数料、純資産総額に対して最大年率2.376%(税込)の信託報酬、換金時の基準価額に対して最大0.5%の信託財産留保額、その他運用に係る費用(監査報酬、有価証券売買手数料等※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額を示すことができません。)]をご負担いただきます。商品ごとに費用が異なりますので、投資信託説明書(交付目論見書)・目論見書補完書面にてご確認ください。●投資した資産に生じた利益および損失はすべてお客様に帰属します。●過去の運用実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。●投資信託はあらかじめ決められた受益権の口数を下回ることになった場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のために有利であると認められたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と受託会社が合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。●当金庫はご購入・換金のお申込みについて取扱いは行っていません。投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。●投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの規定の適用はありません。●ご購入の際には投資信託説明書(交付目論見書)・目論見書補完書面をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●投資信託説明書(交付目論見書)・目論見書補完書面は、営業店(ローンセンターを除く)にご用意しております。ただし、インターネット専用ファンドについては、インターネットによる電子交付となります。

●「一般NISA」と「つみたてNISA」は選択制であり、同一年に両方の適用を受けることはできません。「一般NISA」と「つみたてNISA」の変更を行う場合は暦年単位となります。●累積投資契約(定時定額買付サービス)に基づく定期かつ継続的な方法により対象商品を買付いただくことが必要です。●「つみたてNISA」は「一般NISA」と異なり、ロールオーバーは行えません。●「つみたてNISA」に関する累積投資契約(定時定額買付サービス)により買付した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。●基準経過日(つみたてNISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)にお名前・ご住所について確認を行います。確認期間(基準経過日から1年を経過する日までの間)内に当該確認ができない場合には、累積投資勘定への投資信託等の受入れができなくなる可能性があります。

NISA(少額投資非課税制度)についての留意事項

●同一の勘定設定期間に開設できるNISA口座は全ての金融機関を通じてお一人様1口座です。(金融機関の変更等を行った場合を除く)●NISA口座内の取引により損失が発生した場合、特定口座等他の株式投資信託等の取引と損益通算することはできません。また、繰越控除することもできません。●投資上限額120万円(つみたてNISAは40万円)には手数料を含めません。約定金額(基準価額×口数)の合計が120万円(つみたてNISAは40万円)まで投資することができます。●分配金を受け取る場合は非課税ですが、分配金再投資時において、投資上限額120万円(つみたてNISAは40万円)を超えた場合は課税扱いになります。●すでに保有している投資信託をNISA口座に移管することはできません。●非課税投資枠の未使用額を翌年以降へ繰越すことはできません。また、売却や基準価額下落による非課税投資枠の再利用はできません。●投資信託における分配金のうち、特別分配金はそもそも非課税であり、税法上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間非課税投資枠が費消されます。●金融機関によって、取扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。中央労働金庫では、税法上の株式投資信託のみ取扱っています。●この案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱いが変更となる可能性があります。

つみたてNISAについての留意事項

●「一般NISA」と「つみたてNISA」は選択制であり、同一年に両方の適用を受けることはできません。「一般NISA」と「つみたてNISA」の変更を行う場合は暦年単位となります。●累積投資契約(定時定額買付サービス)に基づく定期かつ継続的な方法により対象商品を買付いただくことが必要です。●「つみたてNISA」は「一般NISA」と異なり、ロールオーバーは行えません。●「つみたてNISA」に関する累積投資契約(定時定額買付サービス)により買付した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。●基準経過日(つみたてNISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)にお名前・ご住所について確認を行います。確認期間(基準経過日から1年を経過する日までの間)内に当該確認ができない場合には、累積投資勘定への投資信託等の受入れができなくなる可能性があります。

ご存じ
ですか？

今さら聞けない？税金ワード



働く女性にとって税金はとても身近なもの。
聞いたことはあるけど、実はよくわかっていない、
そんな税金ワードをわかりやすく解説します。

「所得控除」と「税額控除」

どちらも所得税の負担を軽減する仕組みです。
控除できるものを知ってしっかり節税しましょう。

所得控除とは

所得税を計算するとき、
所得から控除できるものです。

主な 所得控除

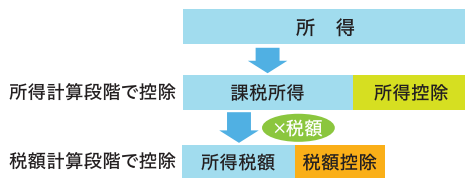
- 基礎控除 ●配偶者控除 ●扶養控除
- 社会保険料控除 ●生命保険料控除
- 地震保険料控除 ●医療費控除 など

税額控除とは

算出された所得税額から
直接差し引くものです。

主な 税額控除

- 住宅借入金等特別控除
- 配当控除 など



「軽減税率」

2019年10月に予定されている消費税率
10%への引き上げに伴い、軽減税率の
導入が検討されています。低所得者への
配慮から生活必需品の消費税率を8%
に据え置く制度です。

対象品目

- 酒類、外食、ケータリング等を
除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞
(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率
8%



●加工
食品

標準税率
10%



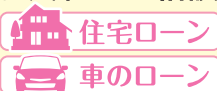
※2018年7月 国税庁資料

駅チカのろうきんで

自宅近くのろうきんで

毎月第3土曜日は 相談会の日

ローンのこと、資産運用のこと、
お気軽にご相談ください！



相談会ご予約
受付中！

【予約専用URL】

<http://chuo.rokin.com/link/soudankai>



相談会の日について

※開催時間は10:00～17:00

※一部未開催の店舗がございます。※店舗によって相談会の開催時間が異なる場合がございます。

土・日もローン相談OK! ▶

お近くの〈中央ろうきん〉
ローンセンターをWebでチェック

ろうきん

検索